(d) 自由をはく奪された者が、法令に定める条件にのみ従うことを条件として、家族、弁護人その他の自己が選択した者と連絡を取り、及びその訪問を受け、又は当該自由をはく奪された者が外国人である場合には、適用可能な国際法に従い、当該自由をはく奪された者の国の領事当局と連絡を取ることが認められることを保障すること。

(e) 権限のある、かつ、法律上認められた当局及び機関が、必要な場合には司法当局による事前の許可を得て、自由をはく奪された者が拘禁されている施設に立ち入ることができることを保障すること。

(f) 裁判所が自由のはく奪の合法性について遅滞なく決定し、当該自由のはく奪が合法的でない場合には解放を命ずることができるようにするため、自由をはく奪された者又は強制失踪の疑いがある場合には自由をはく奪された者がその権利を行使することができないので正当な利益を有する者（例えば、自由をはく奪された者の親族又はその代理人若しくは弁護人）が、あらゆる事態において、裁判所において手続をとる権利を有することを保障すること。

3 締約国は、自由をはく奪された者に関する一又は二以上の最新の公的な登録簿又は記録を取りまとめ、及び保管することを確保する。当該登録簿又は記録については、当該締約国の法令又は当該締約国が当事国である関連する国際的な法的文書により認められた司法当局その他の権限のある当局又は機関が、それらの要請により、速やかに利用することができるようにする。当該登録簿又は記録に含まれる情報には、少なくとも次に掲げる事項を含める。

(a) 自由をはく奪された者を特定する事項

(b) その者が自由をはく奪された日時及び場所並びにその者の自由をはく奪した当局を特定する事項

(c) 自由のはく奪を命じた当局及び自由のはく奪を命じた理由

(d) 自由のはく奪を監督することについて責任を有する当局

(e) 拘禁施設の場所、拘禁施設へ収容した日時及び当該拘禁施設について責任を有する当局

(f) 自由をはく奪された者の健康状態に関する事項

(g) 自由をはく奪されている間に死亡した場合には、その状況及び死因並びに遺体の搬送先

(h) 解放した日時又は他の拘禁施設へ移送した日時、その移送先及びその移送について責任を有する当局

第十八条

1 締約国は、次条及び第二十条の規定に従うことを条件として、正当な利益を有する者（例えば、自由をはく奪された者の親族又はその代理人若しくは弁護人）に対して少なくとも次に掲げる情報を入手する機会を保障する。

(a) 自由のはく奪を命じた当局

(b) その者が自由をはく奪された日時及び場所並びに拘禁施設へ収容された日時及び当該拘禁施設の場所

(c) 自由のはく奪を監督することについて責任を有する当局

(d) 自由をはく奪された者の所在（他の拘禁施設へ移送された場合には、その移送先及びその移送について責任を有する当局を含む。）

(e) 解放した日時及び場所

(f) 自由をはく奪された者の健康状態に関する事項

(g) 自由をはく奪されている間に死亡した場合には、その状況及び死因並びに遺体の搬送先

2 1に規定する者及び調査に参加する者については、必要な場合には、自由をはく奪された者に関する情報を求めた結果として生ずる不当な取扱い、脅迫又は制裁から保護するために適当な措置がとられなければならない。

第十九条

1 失踪者の捜索の枠組みにおいて収集され、又は伝達された個人情報（医療上及び遺伝上の情報を含む。）については、当該失踪者の捜索以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。このことは、強制失踪犯罪に関する刑事手続における当該情報の利用又は賠償を受ける権利の行使を妨げるものではない。

2 個人情報（医療上及び遺伝上の情報を含む。）の収集、処理、利用及び保管は、個人の人権若しくは基本的自由又は人間の尊厳を侵害してはならず、又は侵害する効果を有してはならない。

第二十条

1 自由をはく奪された者が法律の保護の下に置かれ、かつ、当該者についての自由のはく奪が司法による監督を受けている場合に限り、適用可能な国際法及びこの条約の目的に適合する範囲において、例外的に、第十八条に規定する情報についての権利を制限することができる。ただし、当該権利の制限が、真に必要であり、かつ、法令によって規定されている場合であって、当該情報の伝達が当該者のプライバシー若しくは安全に悪影響を及ぼし、若しくは刑事捜査の妨げとなり、又は法令に基づく他の同等の理由があるときに限る。いかなる場合にも、同条に規定する情報についての権利の制限が第二条に定める行為を構成し、又は第十七条1の規定に違反し得るときは、当該制限を行ってはならない。

2 締約国は、個人の自由のはく奪の合法性についての考慮を妨げることなく、第十八条1に規定する者に対し、同条1に規定する情報を遅滞なく入手するための手段として、迅速かつ効果的な司法上の救済措置についての権利を保障する。この救済措置についての権利は、いかなる事態においても、停止され、又は制限されてはならない。

第二十一条

締約国は、自由をはく奪された者について、当該者が実際に解放されたことが確実に確認し得る方法によって解放されることを確保するために必要な措置をとる。また、締約国は、国内法令に基づいてそれらの者が課され得るいかなる義務にも影響を及ぼすことなく、当該者の身体が健全であること及び解放された時に自己の権利を十分に行使する能力があることを保障するために必要な措置をとる。

第二十二条

締約国は、第六条の規定の適用を妨げることなく、次の行為を防止し、及びこれについて制裁を科するために必要な措置をとる。

(a) 第十七条2(f)及び第二十条2に規定する救済措置を遅延させ、又は妨害すること。

(b) いずれかの者についての自由のはく奪を記録しないこと又は公的な登録簿について責任を有する職員が不正確であると知っていた若しくは知っているべきであった情報を記録すること。

(c) いずれかの者についての自由のはく奪に関する情報を提供するための法的要件を満たしているにもかかわらず、当該情報の提供を拒否すること又は不正確な情報を提供すること。

第二十三条

1 締約国は、次の目的のため、この条約の関連する規定に関して必要な教育及び情報が、自由をはく奪された者の身体の拘束又は取扱いに関与する法執行の職員（文民であるか軍人であるかを問わない。）、医療職員、公務員その他の者に対する訓練に取り入れられることを確保する。

(a) これらの職員の強制失踪への関与を防止すること。

(b) 強制失踪に関して防止及び調査の重要性を強調すること。

(c) 強制失踪に係る事件を解決する緊急の必要性が認識されていることを確保すること。

2 締約国は、命令又は指示であって、強制失踪を命じ、許可し、又は奨励するものが禁止されていることを確保する。締約国は、そのような命令に従うことを拒否した者が処罰されないことを保障する。

3 締約国は、1に規定する者であって、強制失踪が実行された又は計画されていると信ずるに足りる理由を有するものが、その上官及び必要な場合には検討又は救済措置に関する権限を与えられた適当な当局又は機関に対し、その事案を報告することを確保するために必要な措置をとる。